

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 境港市民交流センター（仮称）管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映させるため、境港市民交流センター（仮称）管理運営計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、管理運営計画の策定について、市長の求めに応じて、意見を述べるとともに必要な助言等を行う。

（組織）

第3条 委員会は、13人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（1）別表に掲げる団体の代表者又は当該団体の代表者が推薦する者

（2）管理運営計画の策定に関し、学識経験を有する者

（3）前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかにその後任の委員を委嘱する。

4 委員会に、施設の管理運営について専門的な立場から意見を述べるアドバイザーを置くことができ、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の中から市長の指名により、副委員長は、委員の中から委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。この場合において、会議の開会までに委任状の提出があった委員は、出席したものとみなす。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月29日から施行する。

別表（第3条関係）

境港商工会議所
一般社団法人境港青年会議所
境港市自治連合会
境港市みんなでまちづくり推進会議
境港市小学校PTA連合会
社会福祉法人まつぼっくり
境港市文化協会
一般財団法人境港市文化振興財団
境港市図書館協議会
社会福祉法人境港市社会福祉協議会
境港市総務部自治防災課